

2022年度新潟大学大学間交流協定校への交換留学第I期募集

新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航を伴う留学について

2022年6月1日

2022年6月29日更新

新潟大学（以下、「本学」という。）では、海外留学の実施にあたり学生の皆さんの安全を最優先とし、留学先国・地域について、外務省から危険情報（感染症危険情報を含む）「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出されている場合、留学プログラムを中止又は延期することを原則としています。新型コロナウイルス感染症については、世界全体としては新規感染者数・死者数は減少傾向にあり、ワクチン接種が進展してきている国々を中心に、死亡・重症化リスクの低下が見られ、水際等の規制の緩和も進んでいることから、5月26日付で30以上の国・地域に対して外務省の感染症危険情報レベルが「1：十分注意してください」に引き下げられました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の完全な収束には至っておらず、渡航を伴う海外留学は依然として多様で大きなリスクを伴うことから、本学では海外留学の実施にあたり、感染症危険情報レベル1が発出されている国・地域への留学の取り扱い手続きを新たに決めました。

また、大学間交流協定等に基づく協力体制がある交換留学については、派遣先国・地域について、外務省危険情報が「レベル1：十分注意してください。」以下であり、外務省感染症危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」又は「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」であっても、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響である場合、大学で定める条件をすべて満たす場合に限って、特例的に渡航を認める特例措置を設けております。特例措置が適用されるためには、留学先の受入状況、感染防止対策、医療提供体制などの条件をすべて満たすとともに、留学を希望する皆さん自身が十分にリスクを理解した上、自ら情報収集し、できる限りリスクを抑えるための対策を取っていることを確認しなければなりません。

大学間交流協定校への交換留学については、原則として派遣開始日（協定校が指定していない場合は学期開始日）の3か月前を目途に派遣可否判断を行います。詳細については、学内選考を通過し派遣候補者となった方に別途お知らせします。

交換留学を目指す学生の皆さんにおかれては、留学先国・地域では自分自身で安全を確保しなければならないことを十分に理解いただき、積極的な情報収集に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 渡航前確認事項

外務省危険情報レベル1，2，又は3の国・地域における留学プログラムに参加を希望する場合、当該プログラム、及び学生本人が以下の項目を全て満たす必要があります。

- (1) 渡航先国・地域について、外務省の危険情報・感染症危険情報がいずれも1以下である。又は、外務省の感染症危険情報レベルが2又は3であっても、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響で、かつ危険情報がレベル1以下である。
- (2) 渡航先国・地域への渡航手段があり、入国に必要な手続き（水際対策、査証等）について把握している。
※通常、日本からの短期滞在者に対し査証免除が適用される国においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、査証免除の停止措置が取られている場合がある。
- (3) 渡航前に、渡航先での安全な滞在先が確保できる。
- (4) 渡航先国・地域において法令等による行動制限がない、または制限がある場合も、目的とする活動が十分行える状況であると判断できる。
- (5) 渡航先国・地域の最新の感染状況が把握できている、その医療体制が十分整っていることが確認できている。

- (6) 渡航先国・地域において、感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者となった場合、感染した場合に、取るべき行動及び相談先を把握している。(相談先の例：新潟大学が加入指定する危機管理サービスにより提供される日本アイラック安心サポートデスク)
- (7) 渡航中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険（新潟大学が指定する学研災付帯海外留学保険）に加入する。
- (8) 新潟大学が指定する危機管理サービスに加入する。
- (9) 日本への帰国に際し、日本政府が定める「水際対策強化に係る新たな措置について」及び本学の定める帰国の際に取りるべき行動について確認し、遵守すべきであることを理解している。

2. 派遣の中止・中断

派遣可となった場合も、以下のいずれかに該当した場合は派遣を中止・中断（途中帰国）します。

- (1) 危険情報がレベル2以上に引き上がった場合
- (2) 感染症危険情報がレベル4に引き上がった場合
- (3) 感染症広域情報、感染症スポット情報等で派遣先・国地域において渡航者の安全が確保できない、もしくは安全が確保できない状況が予想される場合
- (4) その他、再度の感染拡大等による医療提供体制の逼迫など派遣先国・地域の状況が著しく悪化し、正常なプログラムの実施、渡航者の日常生活に支障をきたす場合

3. (独) 日本学生支援機構による海外留学奨学金について

(独) 日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）奨学金については、2021年8月以降、派遣期間9か月以上のプログラムについて奨学金支給を再開しており、2022年4月以降は、9か月未満のプログラムについても奨学金支給となります。

【関連ホームページ URL】

- 新潟大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針
<https://www.niigata-u.ac.jp/university/about/covid-19/>
- 留学の安全・危機管理
<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/safety/>
- 文部科学省 HP
留学中・留学予定の日本人学生の皆さんへ
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm